

鳥取県労働者福祉協議会補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出 (4月30日まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更(補助対象経費の額の20パーセントを超える増減を伴うもの)・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いがすべて完了した日

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内又は4月20日まで)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

※実績報告書に事業報告書、収支決算書を添付して県へ提出してください。

※実績報告書の審査後、2週間程度で補助金を支払います。

資料提出・問い合わせ先 商工労働部 雇用人材局 とっとり働き方改革支援センター
鳥取市東町1-220 本庁舎7階
電話：0857-26-7662 フリーダイヤル：0120-833-877
ファクシミリ：0857-26-8169
電子メール：hataraki-kaikaku@pref.tottori.lg.jp